

日本のスポーツにおける女性の参画の現状

來田 享子

(中京大学スポーツ科学部 教授)

1. はじめに

本稿では、スポーツ組織の意思決定機関における女性の参画の現状に着目する。この問題は、スポーツにおいてジェンダー平等が達成されていない領域のひとつであり、女性とスポーツの関わりの歴史からみても、長年にわたり課題とされてきたことである。特に日本においては、女性アスリートの活躍が注目されることとのアンバランスが顕著であり、それゆえに問題は深刻である。そこで本稿では、最近の国際的な調査を踏まえ、日本の現状を評価するとともに、どのような変革が必要なのか、またそのための方策としてどのようなことが考えられるのかについて論じたい。

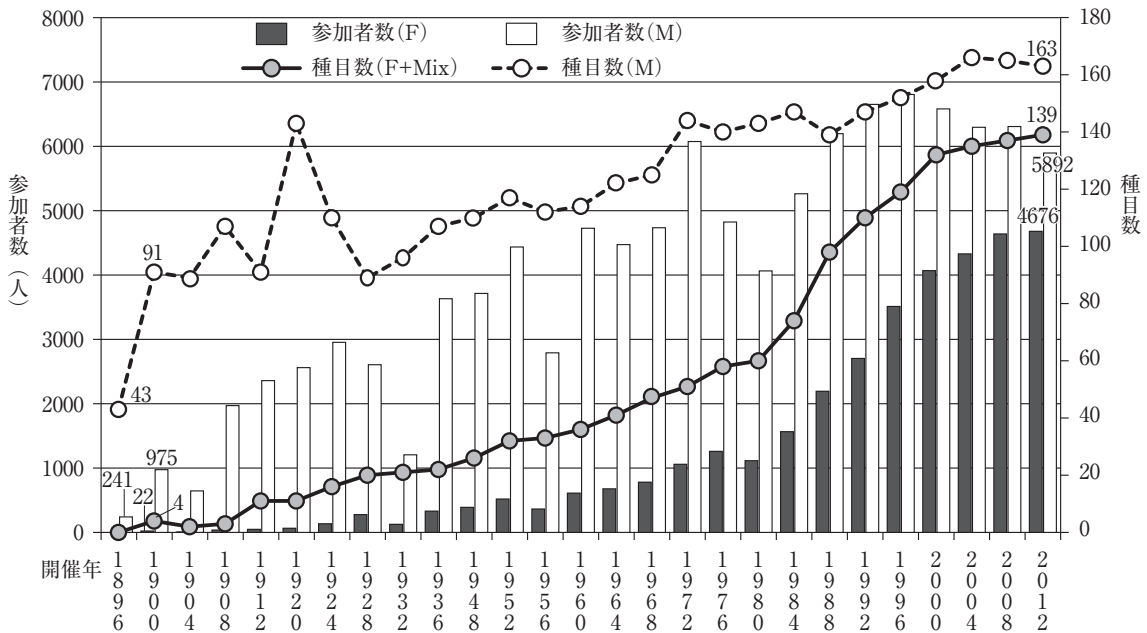
スポーツは経済的効果をもたらす文化であるとされる半面、所詮「遊び」であり、私的で自由な選択のもとに行われる活動である。この点を踏まえば、スポーツが多様な人々の実施を可能にし、スポーツにおける意思決定を多様な人材が担うことなくしては、社会的資源としてのスポーツの未来は危うい。勝利という結果を示し続けなければ、国からの助成金やスポンサーを簡単に手放すことになることとされ、選手が「結果を残す」ことの抑圧に絡め取られたかのような現状は、この危機感の裏返しのようにもみえる。女性の参画の拡大戦略は、この危うさ、危機感からスポーツを救う足がかりにもなるはずである。

2020年のオリンピックおよびパラリンピック競技大会（以下、夏季五輪）は東京で開催されることが決定した。オリンピック・ムーブメン

トは、発案者であるPierre de Frédy, baron de Coubertinの理念にもとづく社会的・教育的運動であり、その一部である大会は、単なるスポーツイベントに位置づけられるものではない。1894年の国際オリンピック委員会（以下、IOC）設立、1896年第1回アテネ夏季五輪の開催以降、オリンピック・ムーブメントは、世界規模での人権概念の拡大と普遍化に影響を与えるものへと変容してきた。この変容の過程には、大会への女性の参加を拡大するための紆余曲折とともに、スポーツにおける女性の参画を求める動きも含まれている。さらに、近年IOCは、より人権が保障されにくい環境にある人々とスポーツとの関係を促進するために、開発分野や紛争解決・平和に関する分野において、国連等の組織との連携を緊密にしている。したがって、東京が夏季五輪を開催する機会を得たことは、この世界規模での人権概念の拡大に直接的に影響を与える役割を担ったといっても過言ではない。

近年、日本では女性アスリートの活躍が注目を集めている。この傾向は、夏季五輪の日本代表選手における女性の割合が50%前後で推移するようになった1996年アトランタ夏季五輪頃から見られる。2004年アテネ夏季五輪では、代表選手の女性の割合が54.8%となり、日本のオリンピック史上はじめて男性の割合を上回った。これと機を同じくして、メディアでは日本が獲得したメダル数を男女で比較する言説が見られるようになる。2011年には、なでしこジャパンの愛称で知られる女子サッカー日本代表チームが国際サッカー連盟

図表-1 夏季五輪の男女別参加者数と種目数



注: データの都合により女子種目数には混合種目を加算。2012年の数値は2012年11月版IOC "Factsheet_London 2012 Facts & Figures" および2013年3月版IOC "Factsheet_Women in the Olympic Movement" を使用 (来田 2014)

(FIFA) 主催ワールドカップで優勝したことも大きな影響を及ぼした。女性アスリートの活躍にすべての女性の活躍を象徴させるかのような表現が創出され、大きなスポーツイベントごとに「注目女性アスリート」が誕生している。

なでしこジャパンの財的支援が男子代表チームのそれと比較して十分ではないこと、代表チームの愛称である「なでしこ」と「サムライ」という語に表象されたジェンダーイメージなど、スポーツが抱えるジェンダーバイアスも指摘されている。しかし、この10年余りの傾向は、日本では女性へのスポーツの普及は順調で、その実態も概ね良好であるかのような印象、少なくとも一般社会に比べれば深刻ではないような印象を与えてきたのではない。

女性アスリートの活躍が女性一般のある種のロールモデルとして機能したのであれば、それ自体は、積極的に評価されるべきことである。しかし、2000年頃からスポーツにおける女性のリーダーシップが進んでいないとする指摘 (井谷ほか 2001; 日本スポーツとジェンダー学会 2010) を見

過ごすことはできない。

夏季五輪を6年後に控え、この指摘に関する日本の現状の深刻さはどの程度のものなのだろうか。深刻であるとすれば、6年後をめざしてどのような戦略が必要とされるのであろうか。

2. オリンピック・ムーブメントにおけるジェンダー平等政策

オリンピック・ムーブメントの発案者であるCoubertinが大会への女性の参加を否定的に捉えていたことは、よく知られている (Boulongne 2000)。しかし、IOCは1960年半ばから1980年頃までに女性の参加に関する議論を重ねることにより、次第に女性の参加を拡大することに成功してきた (図表-1)。

2012年ロンドンで開催された第30回オリンピック大会に参加した女性選手数は4,676名であり、この人数は全参加者数 (10,568名) の44.2%にあたる。1996年に開催された第1回IOC世界女性スポーツ会議以降、IOCは女性のスポーツを促進

し、両性の不平等を解消する方針を明示してきた。その結果、1996年第26回オリンピック大会には35.1%であった女性選手の割合は、次第に増加し、50%へと近づきつつある。

この過程についてChase (1992) は、どのような要因がオリンピック・ムーブメントにおけるジェンダー平等政策に影響を与えたかを検討している。この検討でChaseは、IOCが女性の参加を積極的に推し進めるようになった4つの要因を導き出している。第一は、第5代IOC会長であったBrundageがそれ以前の会長¹⁾より、女性のスポーツ参加を積極的に支持したこと²⁾である。第二に、1951年にソビエト連邦の国内オリンピック委員会(以下、NOC)がIOCに加盟し、大会で好成績をあげるようになったことの影響、すなわちこの時期前後の国際社会における東西冷戦のグローバル化という要因を指摘する。第三には、女性のスポーツに対する医学やメディアの肯定的態度があったこと、第四には、大会規模縮小問題の影響がそれぞれ要因としてあげられている。Chaseはこのように分析した上で、1980年のIOC理事会がオリンピック・ムーブメント史における女性の参加問題の最大の変化の訪れであったと位置づける。その理由は、この理事会で「大会参加者数の女性比率が30%であるのは少なすぎるため可能な限りその増加をめざす」という見解が示されたことであるとしている。

一方、Teetzel (2011: 386-398) は、1979年版オリンピック憲章の女性の参加を規定する条文に関する考察において「IOCや国際競技団体(以下、IF)の規則が『スポーツにおける公平な機会』に焦点を当ててはきたが、『等しい機会』という視点は持ち得なかった」ために、参加に関する条文以外にも「意味なく性を区別する規則の文言や組織・制度を残すことになった」と考察する。この指摘は、上述のChaseのほか、Simri (1979) らが、IOCによる取り組みはスポーツが社会全体に影響を与えるべく率先してこの問題に取り組む動きにはなり得なかったとする指摘と無関係ではない。フェミニズムを中心とする動きの中で社会が必要としたのは、両性の結果の平等や女性の参画であった。

ところがスポーツにおいては、議論の重きが女性の参加の機会の平等に置かれ、参画に向けた議論にまで至らなかった。スポーツにおける議論が参加の機会の平等に置かれたことには、ひとつの理由がある。スポーツにおけるジェンダーバイアスの解消は「スポーツにおける公平性」という独自の論理の上に構成された平等にすぎなかった。この独自の論理を支えたのは、スポーツのパフォーマンスに関わる筋力や瞬発力といった身体的性差であり、それはトップレベルのスポーツにおいては、絶対的な差違であると見なされてきた。競技実施上、性のカテゴリーを峻別することによって、両性の参加の機会は保障されたが、両性が区別なく関わるができる領域を不可視化することにも影響した(来田 2012: 41-71)。ただし、来田(2014)の検討においては、女性の参加問題に関しIOCが徐々に方針を転換したこの時期、この問題はオリンピックそのものが多様化に向けて変容する契機となったことが指摘されている。すなわち、スポーツへの女性の参加の拡大は、スポーツそれ自体を変化させる要因にはなり得たのである。

3. オリンピックにおける女性の参画

オリンピック史上、スポーツにおける女性のリーダーシップの必要性の主張、すなわち参画に向けた主張は、女性が自由にスポーツを実施する権利を求める主張、ひいては大会に参加する女性を拡大しようとする主張と同時になされた。

この1920～30年代の主張は、夏季五輪の陸上競技における女性の参加をめぐる議論の中で、1921年に設立された世界初の女性スポーツ組織であった国際女子スポーツ連盟(Fédération Sportive Féminine Internationale、以下、FSFI)の会長Alice Milliatが行った(来田 1998)。このときのMilliatの主張は、選手として女性が陸上競技に参加することを求めただけでなく、両性の組織が対等、ないし組織の意思決定機関における両性が対等であることや、大会の運営者・組織者・審判に女性が含まれることを求めるものであった。このとき、女性の参加については、Milliatたちの主張は

部分的に受け入れられ、参画についてはまったく受け入れられることはなかった。

以降、1930年頃から女性の参加に関する議論が継続され、徐々に女性の参加が拡大しても、参画に関する議論が再び俎上に載せられるには時間を要した。IOCの意思決定機関における女性IOC委員の不在が、組織内部から最初に指摘されたのは、1967年第66次総会であった（IOC 1967）。この総会におけるソ連のIOC委員であり、当時副会長の立場についたAndrianovによる発言を皮切りに、1972年、1973年、1976年、1977年の計5回の総会において、女性IOC委員の不在に関する議論が行われた。特に1976年の総会では、当時のIOC会長であったKillaninがIOC理事会の見解として「女性の選出を望んでおり、IOC委員の空席がない国に適任の候補がいるかもしれないと考えている。すでにIOC委員のいる国であっても女性を選出することができるよう、規定を改正してはどうか」（IOC 1976）との具体的方策の提案を行ったが、IOC委員が増えすぎることによる経済的負担などを理由に状況は変化しなかった。女性のIOC委員の選出が実現したのは、1981年の総会であった。この間、すでにIOC委員となっていた男性の席を空けてまで女性を登用するには至らなかった（来田 2014: 61-63）。

1990年前後からは、1976年モントリオール夏季五輪のボート競技銅メダリストで、1997年に女性初のIOC副会長に選出されたDeFrantz（1988）による指摘をはじめ、IOCだけでなくIF、NOC、国内競技団体（以下、NF）などスポーツ関連組織の意思決定機関における女性の不在を示すデータや女性の参画の必要性を主張する論考が数多く公表された。しかしながら、状況は改善されず、IOCは自らが主催する第2回世界女性スポーツ会議（2000年）の決議文において、ついに意思決定機関における女性割合の数値目標を示すに至った（井谷ほか 2001: 321-322）。この数値目標は、IF、NOC、NF等のスポーツ関連組織の意思決定機関における女性の割合を2000年末までに少なくとも10%、2005年には20%とするものであった。また、同決議文は、目標に到達しない場合には、その理

図表-2 女性の参画状況に関する調査への回答数(NOC大陸別)

大陸別 NOC 連合		回答数	回答率
EOC (n=49)	ヨーロッパ	37	75.5
OCA (n=44)	アジア	17	38.6
ANOCA (n=53)	アフリカ	24	45.3
PASO (n=42)	アメリカ	20	47.6
ONOC (n=17)	オセアニア	12	70.6
NOC 合計 / 平均回答率		110	53.7

注: Henry and Robinson (2010: 26) より作成

図表-3 NOC(大陸別)の意思決定機関における女性役員数

大陸別 NOC 連合		人数 (人)	割合 (%)
EOC (n=37)	ヨーロッパ	2.3 ± 1.6	14.0 ± 9.9
OCA (n=13)	アジア	2.0 ± 1.4	12.5 ± 8.8
ANOCA (n=23)	アフリカ	2.3 ± 1.1	19.5 ± 9.8
PASO (n=18)	アメリカ	2.0 ± 1.2	20.5 ± 11.8
ONOC (n=12)	オセアニア	2.1 ± 1.2	26.1 ± 13.2
全 NOC (n=103) 平均 / 割合		2.2 ± 1.4	17.6 ± 11.2

注: Henry and Robinson (2010: 29) より作成

由の綿密な検討と目標達成に向けた実行計画を作成することを求めている。

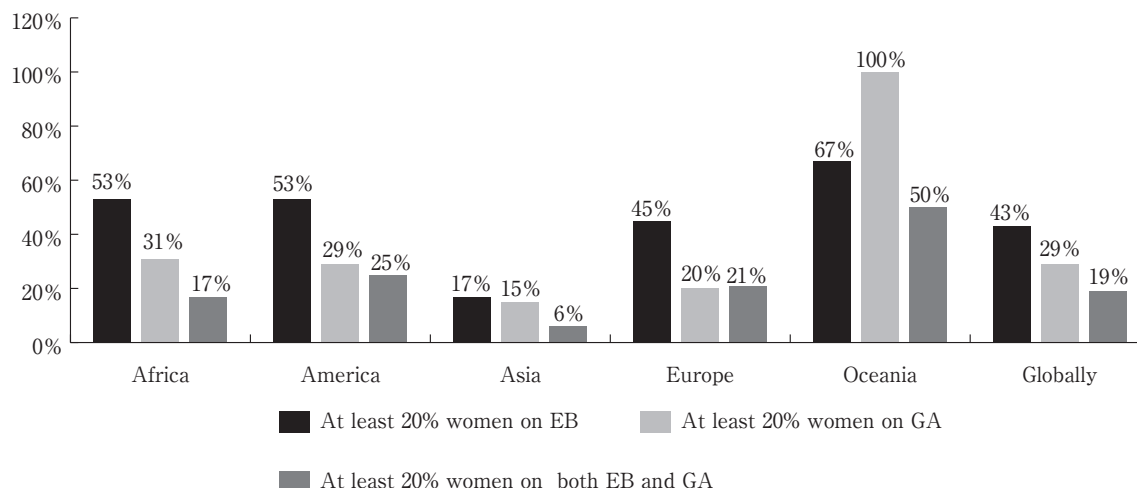
関連する最近の動向にはレスリングの事例がある。レスリングが夏季五輪の正式競技から除外される候補となった際、国際レスリング連盟（FILA）の主催する大会数が男女で不平等であること等が指摘され、DeFrantz（2013）はその状況を許容する要因としての意思決定機関における女性の不在を厳しく批判している。FILAはこの状況を改善し、オリンピック競技として最も伝統ある競技の1つであるレスリングが、現在のオリンピック競技にもふさわしいことを示す必要に迫られた。

以上のようにオリンピック・ムーブメントにおける女性の参加拡大および参画を求める動向を概観すると、スポーツにおける女性の参加の拡大は、女性の参画を促進するための十分条件にはなり得なかったことが明らかである。2000年以降の国際的なスポーツ界では、女性の参画を促進するためには、何らかのアフーマティブ・アクションが必要であるとの認識が醸成されている。

4. 女性の参画に関する国際的な現状

上述の認識の醸成にともない、女性の参画状況は改善されたのであろうか。ここでは国際的な現

図表-4 NOC(大陸別)における理事会/総会(評議員会)構成員の女性比率



注: 図中のEBは理事会、GAは総会・評議員会等最高決議機関 (Berhane 2013より引用)

状の一端を示すデータとして、NOCの意思決定機関における女性の割合に関する最近の調査結果を示す。

IOC女性とスポーツ委員会の委託により、2010年、ラフバラ大学のプロジェクトはオリンピック関連組織における女性の参画状況に関する調査を実施した。調査報告書 (Henry and Robinson 2010) は、IOCに加盟するNOCのうち110 (53.7%) から得られた回答にもとづき作成されている。データの多くは、大陸別NOC連合単位で示されているため、回答したNOCの数を大陸別に図表-2に示した。

オリンピック大会への派遣代表選手数やメダル獲得数が多いNOCは組織の規模が大きい³⁾ など、考慮する必要がある要素は存在するものの、回答率を組織における女性の参画に関する意識の高さとして考えれば、アジアのNOCのそれは他と比較して低いといえる。この調査から得られたNOCの意思決定機関における女性の人数および割合は、図表-3のとおりであった。

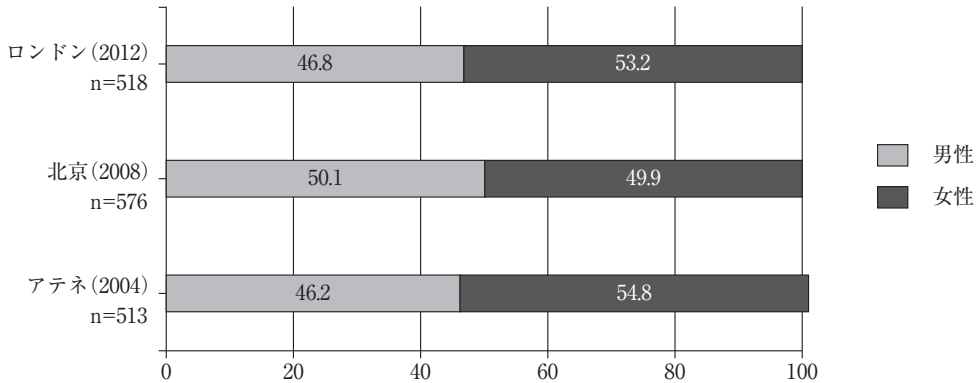
この結果から、大陸別にみれば、オセアニアを除く4つの大陸で意思決定機関における女性役員の割合が10%に満たないNOCが存在し、特にアジアとヨーロッパではスポーツ組織における女性の参画が進んでいない状況が目立つといえる。

なお、同報告書の調査データのどの項目にも日本の結果が示されていなかったことから、日本オリンピック委員会 (以下、JOC) は回答を提出しなかったとみられた。

上記の調査を委託したIOC女性とスポーツ委員会の委員であるBerhane (2013) が2013年国際バドミントン連盟 (BWF) の女性フォーラム (2013年5月19日、クアラルンプール) で報告した資料には、更新データとして図表-4が示されている。このデータは、NOCの理事会および総会または評議員会等最高決議機関における女性比率を示したものであり、アジアの多くのNOCが2012年においても、IOCが2005年の目標数値として設定した20%に到達していないことを示している。

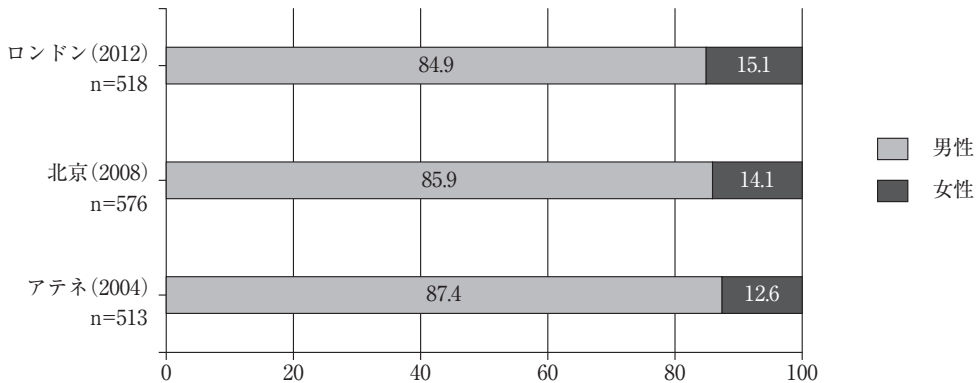
Smith and Wrynn (2013) による2012年第30回ロンドン夏季五輪時点の調査によれば、大会に選手を派遣した204のNOCにおいて、会長が女性であるNOCは8 (3.9%)、事務局長が女性であるNOCは22 (10.8%) であった。この調査では、調査を行った組織が立地する米国の状況についてもデータが示されており、USOC (米国NOC) の意思決定機関における女性比率は37.5%であるとされている。

図表-5 近年の夏季五輪における日本選手団の選手男女比



注: 日本スポーツとジェンダー学会 (2010: 15) 稲葉による図をもとに加筆

図表-6 近年の夏季五輪における日本選手団の役員男女比



注: 日本スポーツとジェンダー学会 (2010: 34) 木村による表をもとに加筆

5. 女性の参画に関する日本の状況

これまで述べてきた女性の参加と参画に関する国際的な動向と比較するため、この項では夏季五輪における女性の参画状況とJOCの意思決定機関における女性の参画状況を示す。

(1) 近年3回の夏季五輪における選手および役員の男女比

図表-5は、2004年アテネ、2008年北京、2012年ロンドンの日本代表選手団における選手の男女比を示したものである。また、図表-6⁴⁾は、同じ3つの夏季五輪の日本代表選手団における役員の男女比を示した。

日本の場合、選手の参加については両性が50%前後に保たれている一方で、役員については、圧倒的に男性が多い状況が続いている。ただし、女性の割合は微増しているといえる。

直近のロンドン夏季五輪における日本代表選手団のリスト (JOC 2012) によれば、特に以下のことを指摘することができる。第一に、各競技の代表を構成する役員のうち、監督はすべて男性であった。第二に、選手が男性のみで構成された競技が3 (テニス・ボクシング・ビーチバレー)、選手が女性のみで構成された競技が4 (ホッケー・バレーボール・新体操・テコンドー) であった。団体競技の場合は、予選で出場権を獲得することができたかどうかに関係し、これは選手全体の男

図表-7 JOCの意思決定機関における男女比

	会長		副会長		専務理事		常務理事		理事		監事		女性 役員数 (%)		役員合計
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性			
2012	0	1	0	2	0	1	1	3	3	19	0	3	4	12.1%	33
2009	0	1	0	2	0	1	0	4	1	15	0	3	1	3.7%	27

図表-8 2012年ロンドン夏季五輪におけるメダル獲得数上位10カ国のGGGIおよび女性議員比率

国 名	2012 GGGI ¹⁾	2012 GII ²⁾	女性議員 比率 ³⁾	参加選手数		女性選手 比率	メダル獲得 総数 / 順位 ⁴⁾	男女別メダル獲得数	
				女子	男子			女子競技 メダル数	男子競技 メダル数
ドイツ	13 位 (0.7629)	6 位 (0.075)	21 位 36.5/27.5	218	174	55.6%	44 (5 位)	13	27
イギリス	18 位 (0.7433)	34 位 (0.205)	64 位 22.6/23.4	262	279	48.4%	65 (4 位)	20	37
オーストラリア	20 位 (0.7391)	17 位 (0.115)	48 位 26.0/41.3	224	186	54.6%	35 (7 位)	19	13
アメリカ	22 位 (0.7373)	44 位 (0.256)	84 位 18.3/20.0	269	261	50.8%	104 (1 位)	58	45
フランス	57 位 (0.6984)	9 位 (0.083)	47 位 26.2/22.5	147	183	44.5%	34 (8 位)	15	18
ロシア	59 位 (0.6980)	55 位 (0.312)	101 位 13.6/ 8.0	228	208	52.3%	81 (3 位)	43	38
中国	69 位 (0.6853)	35 位 (0.213)	61 位 23.4/ -	225	171	56.8%	88 (2 位)	50	36
イタリア	80 位 (0.6729)	11 位 (0.094)	30 位 31.4/29.0	123	162	43.2%	28 (9 位)	8	20
日本	101 位 (0.6530)	21 位 (0.131)	129 位 8.1/16.1	137	156	46.8%	38 (6 位)	17	21
韓国	108 位 (0.6356)	27 位 (0.153)	93 位 15.7/ -	113	135	45.6%	28 (10 位)	7	21

注：表中のGGGIおよびGIIはロンドン大会時期の各国の状況を反映するため2012年公表のものを用いた。ただし女性議員比率はIPUが2014年4月付で公表した数値

- 1) GGGIはジェンダーギャップ指数（世界経済フォーラムが各国内の男女間の格差を数値化するために作成した指標。経済（労働人口・所得・管理職および専門職の男女比）、教育（識字率・初中高等教育への進学率の男女比）、健康（出生時および平均寿命の男女比）、政治（議会議員、大臣職の人数の男女比）を基に算出されている（World Economic Forum 2013）
- 2) GIIはジェンダー不平等指数（Gender Inequality Index）で国連開発計画（UNDP）による男女格差を表す指数。従来用いられてきたGEM（ジェンダーエンパワーメント指数）に代えて2010年から導入。GEMでは政治・経済分野の女性の参画度合いが指標の中心であったが、女性の健康や教育水準を評価項目に加えられた（<https://data.undp.org/dataset/GII-Gender-Inequality-Index-value/bh77-rzbn>）
- 3) Inter-Parliamentary Union（IPU）が2014年4月1日付で公表した数値（IPU 2014）。順位の後の括弧内の数値左側は下院または一院制議会における割合、右側は上院または参院における割合（<http://www.ipu.org/wmn-e/classif.htm>）
- 4) メダル総数と男女別メダル獲得数の合計が一致しない国には、性別カテゴリーのない競技（ヨット・馬術）および混合競技（バドミントンミックスダブルス等）におけるメダルが含まれる。金メダル数がイタリアは11、韓国は7であることから順位づけた

女比にも影響を与える。第三に、選手が女性のみで構成されている3競技を含め、選手の身体を直接的にケアする専門性を有するトレーナーが男性のみで構成されている競技が多くを占め、女性のトレーナーが含まれていた競技はわずか3つ（サッカー、バドミントン、カヌー）であった。第四に、選手が両性で構成されていても役員は男性しかない競技は11競技（飛び込み・ボート・レスリング・セーリング・ウェイトリフティング・馬術・フェンシング・ライフル射撃・クレール射撃・近代五種・アーチェリー）、選手が女子のみで構成されていても役員は男性しかない競技は3競技（ホッケー、バレーボール、テコンドー）であった。

なお、パラリンピック大会に関しては、参加選手では女性の割合が40%を超える数値へと次第に

増加し、役員における女性の割合は30%前後であることから、オリンピック大会よりは女性の参画状況に改善がみられる。

(2) JOCの意思決定機関における女性の参画状況

図表-7に2014年現在のJOCの意思決定機関における男女役員数を示した。下欄は参考までに示した日本スポーツとジェンダー学会（2010: 30）による2009年現在のデータである。2009年度には女性の役員比率が3.7%であった状況はやや改善されているものの、IOCが定めた目標数値20%には2005年から10年近く経過しても到達できていないことがわかる。

JOCのサイトには、60名で構成される評議員のリストが公表されている。このリストでは61名の

評議員のうち女性は3名であり、このうち2名はJOCの従来の定款上の取り扱いでは学識経験者枠とされていた9名の中に含まれている。

ちなみに2020年東京夏季五輪の組織委員会の男女構成比は、43名中6名で14%であり、これも目標数値には到達していない。同委員会の女性6名はすべて23名で構成される理事に含まれており、評議員（5名）・名誉会長（1名）・副会長（6名）・専務理事（兼事務総長1名）・常務理事（4名、うち1名は兼副事務総長）・監事（2名）には、女性は含まれていなかった。

以上（1）（2）で示されたデータから、トップアスリートレベルでの日本の女性選手の参加拡大ないし両性の平等な参加状況は、意思決定機関における女性の参加状況とは乖離し、いわゆる女性の参画は進んでいないといえる。すなわち選手の立場でスポーツを経験した女性たちが男性と同じくらいの割合で存在するにもかかわらず、日本は人材全体のうち半分しかその後の育成に成功していないのである。特に、役員の中でも統括的役割を担う立場とともに、選手の身体を直接的にケアする人材を育成することができていない状況があることは注目すべきであろう。本稿の第3節、第4節でみたような国際的な状況と比較すると、日本の状況はアジアの平均的な現状に一致し、目標到達までかなりの努力を要するところに位置しているといえる。

このように、女性に関し基盤となるレベルでは日本の状況が良くないわけではないが、女性のリーダーシップの育成という観点で国際社会に立ち遅れているという現状は、社会全体の傾向と一致する。図表-8は2012年ロンドン夏季五輪におけるメダル獲得数上位10カ国について、ジェンダーギャップ指数（GGGI）の上位から順に示したものである。この表では、UNDPによる男女格差を示す指数であるジェンダー不平等指数およびIPUによる女性議員比率もあわせて示した。日本は労働人口・所得・管理職および専門職の男女比や議会議員、大臣職の人数の男女比などが算出元のデータとして加えられているGGGIにおいては、国際的にみるとメダル獲得数上位10カ国の中

でも、韓国とともに、飛び抜けて低い位置にあることがわかる。GIIについてみると、メダル獲得数上位10カ国全体が国際的にみれば比較的高めの国々で構成されている。これはUNDPの性格から、GIIが貧困に深く関係する基礎的なデータを重視した指標であることにより先進国が優位であるとされることが、スポーツにおけるメダルの獲得は類似する傾向があることを示している。しかし、メダル獲得数上位10カ国の中でも、日本の女性議員比率は飛び抜けて低い位置にあり、日本ではスポーツだけでなく社会全体が女性のリーダーシップの育成に成功していないことが明らかである。

6. IOCによる2010年以降の戦略 ——日本国内への適用は可能か

先に第4節で国際的な現状を示すにあたり参照した報告書（Henry and Robinson 2010）では、意思決定機関における女性の比率だけでなく、役員を選出する過程について、質問紙調査と聞き取り調査の両方を行うことによって分析がなされている。

この分析にもとづき、報告書は、女性が意思決定機関の役員として選出される過程を選挙の前段階、選挙そのもの、選挙後の3つの段階に区別し、段階別に現状の障壁となっている事柄や課題を明らかにしている。たとえば、選挙の前段階においては、候補者として認められる女性が不足していたり、女性自身が候補者として前に出ることに抵抗を持つ文化的土壌があることを指摘し、これへの対策が必要であると指摘する。選挙そのものに関しては、任期が長期に及んでも、ひとつの役職を男性が占める事例が多く、スポーツ組織にみられ、新たな役員を選出できる状況そのものが整っていないこと、その影響として、組織の後継者育成に関する計画的取り組みの必要性が認識されていないこと、などが指摘されている。選挙後の段階では、選出された女性が、より高い指導力を発揮できる立場に入りにくい文化的土壌があること、彼女たちの役割が女性に関連する委員会や企画分野に限定される傾向があることが課題だとされて

いる。

このような選挙の過程全体にわたっての課題の抽出というレベルの分析は、残念ながら現段階の日本ではみられない。そのため、ここでは報告書が示した3つの段階別の指摘のうち、選挙の前段階および選挙そのものに関する課題について、日本の一部の事例から指摘を行うにとどめたい。先に検討したとおり、日本では十分な数の女性が意思決定機関に参画している状況にはないことから、選挙後の課題については、ここでは言及しないこととする。ただし、この課題として想定される事柄をあらかじめ解決することは、他の2つの段階における課題解決以上に重要な戦略となることについては留意が必要である。

(1) 選挙の前段階における課題

日本のスポーツ組織の形成について歴史的な観点から検討した研究は、選挙の前段階の課題を分析するための手がかりとなる。来田（2000）は、女性の陸上競技を統括した組織であるFSFIが1937年前後に消滅／解散したことにともない、FSFIの下部組織である国内の女性陸上競技の統括に関しどのような組織改編がなされたかについて日本とイギリスの事例を比較した。その結果、日本の特徴として、1) 女性のスポーツの普及そのものが男性主導で行われたこと、2) 組織的には国内の男性統括組織による女性統括組織の吸収合併という改編が行われ、そこでは女性統括組織の強い抵抗はみられなかったこと、3) 普及から吸収合併に至る全過程において、女性のリーダーシップを育成しようとするわずかな動きはみられたが、それが実際に発揮される状況はほとんどみられなかったこと、が示された。1930年代の女性スポーツ普及期にみられるこの特徴は、上述の報告書における指摘からすれば、選挙の前段階において役員候補者となる女性の不在状況を形成する土壌となった可能性がある。

(2) 選挙そのものに関する課題

選挙そのものに関しては、スポーツ組織の役員選出に関わる定款・規程等を検討することから手

がかりが得られる。たとえば、JOCの定款（JOC 2011）には、「第4章 評議員」第11条に「評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の合計5名で構成し、理事会が選任する（…略…）、3 理事会及び評議員会は、評議員候補者をそれぞれ評議員選定委員会に推薦することができる」とされている。この定款によれば、JOCでは資格要件等は定款上、明文化されておらず、そもそも選挙という制度がとられていない。したがって、リーダーシップを発揮したいと考える女性がいたとしても、意思決定機関に入るためのチャンスを自ら得る仕組みは存在していない。理事会の決議の前提となる選任の過程では、外部委員が含まれるものの、過半数が現役の意思決定機関のメンバーから構成されることから、ここでの女性のリーダーシップの育成、登用の必要性に関する認識が大きく影響する仕組みになっているといえる。また理事会や評議員会は新たな評議員候補者を推薦することができるため、ここでの女性の参画の必要性に関する認識もまた、鍵になるといえる。

理事および監事は、評議員会の決議によって選任することが「第6章 役員」第21条に明文化されているが、その手続きの詳細は定款には記されていないかった。

IOCの報告書が言及していた任期については、評議員4年、理事2年、監事4年等が定められているが、いずれも再任に関する定めはなく、特定の人材が長期的に役員を務めることが可能である。そのため、意思決定機関の人材は流動しづらい状況が生じる場合もあり、後進の育成や人材の多様化を促進するシステムになっていない可能性がある。

7. おわりに

本稿では、スポーツにおける女性のリーダーシップについて、日本の現状を評価するとともに、どのような変革が必要なのか、またそのための方策としてどのようなことが考えられるのかについて、

近年の国際的な現状に関するデータや提示されている戦略をもとに検討した。

本稿における検討の結果、オリンピックを典型的事例としてみると、日本ではメディアで多くの女性アスリートの活躍が報じられる一方で、スポーツにおける女性の参画の現状は大幅に世界に立ち後れていた。この状況は日本の社会一般の男女格差の状況とも重なっていたことから、スポーツが日本の社会全体に影響を与える余地があるとみることできる。国際的にもスポーツにおいては参加を拡大することと参画を促すことは連動していなかった。したがって、参加と同レベルの女性の参画を得るには、目標の明確化とともに戦略が必要である。

両性ほぼ同じ比率のトップレベルの選手の育成とオリンピックへの派遣を可能にし、それを継続することができている戦略と経験は、意思決定を行い、将来を創造する力を一方の性でのみ担わなければならない現状の打開のために、有効に活用されるべきであろう。たとえば、日本のスポーツ関連組織のうち、学術組織のひとつである日本体育学会は、2013年度総会において役員の男女比のアンバランスを是正する政策を承認し、一定の成果を得るための選挙制度の見直しを決定した。同総会以降実施された選挙では、役員の女性比率の確実な上昇がみられる。

オリンピック・ムーブメントにおけるジェンダー平等政策は、必ずしも社会的な影響を与えるには至っていないとされるが、その一方で、国際的にはスポーツが社会に与える影響力への期待は高まっている。そのような状況下で2020年の東京夏季五輪を迎えようとする日本のスポーツは、国際的なスポーツの動向に遅れることなく、むしろ先んじて、社会の課題解決に結びつくような変化を示すことが求められている。したがって女性の参画に関しても、日本のスポーツ界は2020年までにIOCによる目標を達成することが必須であり、可能な限りそれを社会的影響に結びつける責務を負ったといえよう。

注

- 1) Avery Brundage (アメリカ、1887～1975) は第5代 IOC 会長として1952年から1972年まで在任した。彼は、近代オリンピック大会の創始者であり第2代 IOC 会長でもあった Pierre de Frédy, baron de Coubertin、第3代 IOC 会長 Le comte Henri de Baillet-Latour (1876～1942)、第4代 IOC 会長 Johannes Sigfrid Edström (1870～1964) に比べると、全米体育協会 (AAU)、アメリカオリンピック委員会 (USOC) 会長時代には、女性の競技に肯定的であったと評価されている。
- 2) ただし、アメリカの女性スポーツとオリンピック大会について検討した Houry (2011: 120-121) は、この観点から Brundage について論考する中で、1948年を境に彼が女性スポーツを積極的に擁護する態度から、否定的な影響を与える態度へと変わったと指摘する。Lupcho (1976: 16) もまた同様の指摘を行っている。
- 3) 報告書では、NOC の規模を示す参考データとして常勤職員数別の NOC リストが提示されている。
- 4) 図表-6 のアテネ、北京のデータは日本スポーツとジェンダー学会編 (2010: 34) の表 4-3 にもとづくが、この表のデータは日本代表選手団を構成する役員のうち、本部役員の性別が不明であるためこれを除いた数値になっている。本稿執筆のために新たに加えたロンドンについては、本部役員の性別が明らかにされているためこの数も含まれている (ロンドンのデータは、JOC の HP に公表された一覧 (JOC 2012) から作成した)。

文献

- 井谷恵子・田原淳子・来田享子編、2001、『目でみる女性スポーツ白書』大修館書店。
- 日本オリンピック委員会 (JOC)、2011、「公益財団法人日本オリンピック委員会 定款」(<http://www.joc.or.jp/aboutjoc/data/pdf/201104tekan.pdf>)。
- 、2012、「第30回オリンピック競技大会 日本選手団」(<http://www.joc.or.jp/games/olympic/london/japan/>)。
- 日本スポーツとジェンダー学会編、2010、『スポーツ・ジェンダー データブック 2010』日本スポーツとジェンダー学会。
- 来田享子、1998、「アムステルダム大会への女子陸上競技採用決定直後の FSFI と IOC の書簡の検討」『体育学研究』43(2): 91-101。
- 、2000、「国際女子スポーツ連盟の消滅と女性陸上競技組織の改編」『体育史研究』17: 45-59。
- 、2012、「指標あるいは境界としての性別——なぜスポーツは性を分けて競技するのか」杉浦ミドリ・建石真公子・吉田あけみ・来田享子編『身体・性・生——個人の尊重とジェンダー』尚学社、41-71。
- 、2014、「1960-1979年のIOCにおけるオリンピック競技大会への女性の参加問題をめぐる議論——IOC総会議事録の検討を中心に」『スポーツとジェンダー研究』12: 47-67。
- Boulongne, Yves-Pierre, 2000, "Pierre de Coubertin

- and Women's Sport," *Olympic Review*, 23 (31) : 23-26.
- Berhane, Dagmawit Girmay, 2013, "Update on the Work of the IOC Women and Sport Commission," BWF Women's Forum 2013, Kuala Lumpur, 19 May 2013.
- Chase, Laura F., 1992, "A Policy Analysis of Gender Inequality within the Olympic Movement," Robert K. Barney and Klaus V. Meier eds., *First International Symposium for Olympic Research*, London, Ontario: International Centre for Olympic Studies, 28-39.
- DeFrantz, Anita, 1988, "Women and Leadership in Sport," *Journal of Physical Education, Recreation & Dance*, 59 (3) : 46-48.
- , 2013, "Wrestling Needs to Get a Grip!" HuffPost Sports, 17 May 2013 (http://www.huffingtonpost.com/anita-l-defrantz/wrestling-needs-to-get-a_b_3289180.html).
- Henry, Ian P. and Leigh Robinson, 2010, *Gender Equality and Leaders in Olympic Bodies*, Lausanne: International Olympic Committee.
- Houry, Cecile, 2011, "American Women and the Modern Summer Olympic Games: A Story of Obstacles and Struggles for Participation and Equality," Open Access Dissertations, Paper 571.
- IOC, 1967, Minutes of the 66th Session of the IOC, Teheran, 3-9 May, 1967.
- , 1976, Minutes of the 78th Session of the IOC, Montreal, 13-17, 19 July, 1976.
- , 1977, Minutes of the 79th Session of the IOC, Prague, 15-18 June, 1977.
- Lupcho, Paula Rogers, 1976, "Avery Brundage: His Impact on International Competition for Women," *Proceedings*, Annual Convention 4th, North American Society for Sport History, Eugene, Oregon, June 15-19, 1976.
- Simri, Uriel, 1979, *Women at the Olympic Games*, Netanya: Wingate Institute for Physical Education and Sport.
- Smith, M. and A. Wrynn, 2013, *Women in the 2012 Olympic and Paralympic Games: An Analysis of Participation and Leadership Opportunities*, Ann Arbor: SHARP Center for Women and Girls.
- Teetzel, Sarah., 2011, "Rules and Reform: Eligibility, Gender Differences, and the Olympic Games," *Sport in Society*, 14 (3) : 386-398.

らいた・きょうこ 中京大学スポーツ科学部 教授。
主な著書に『身体・性・生——個人の尊重とジェンダー』（杉浦ミドリ・建石真公子・吉田あけみと共編、尚学社、2012）。体育学（オリンピック・ムーブメント史、スポーツとジェンダー）専攻。